

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

厘 額
面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 銭 七

(一) 年 ○ ・ 一 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座につき記載又は記録されるもの
にりついでした金額から該金に
よりに算出した金額・三・五乗
額に百分の二十・三・五乗
じた金額(たいたし、取得者
を發行時にあたつて、外国
が非居住者又は外国
算合住者にあつた、又は
り場合に於て、前記(一)の
よる算出た金額に(一)の該
非居

十四 初期利子

住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十六年六月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六ヶ月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十七年十二月十五日額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行 財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期日

平成二十五年十二月十六日